

令和元年09月吉日

登録ダクト基幹技能者
雇 用 企 業 各 位

登録ダクト基幹技能者講習委員会
委員長 村 山 哲 也

登録ダクト基幹技能者講習修了証の更新手続きのお知らせ

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、(一社)日本空調衛生工事業協会及び(一社)全国ダクト工業団体連合会の二団体で実施しております「登録ダクト基幹技能者講習」における講習修了証の更新のあり方について、国土交通省より、講習修了証の更新は、単なる事務手続きではなく、「**登録基幹技能者として求められる能力水準の確保を図るため、更新に当たっては、講義や通信教育等によって最新の知識等を付与後、試験や課題提出によって一定の能力を確保する。**」ことが条件とされました。

二団体では、国土交通省の方針に従い、平成26年4月1日付をもって「登録ダクト基幹技能者講習事務規程」を変更し、講習修了証の更新は、登録ダクト基幹技能者として求められる一定の能力水準が確保されていると確認された者に対して行うものとし、下記の基準に適合する者に対して新たな講習修了証を交付することになりました。

- (1) 登録ダクト基幹技能者として従事していること。
- (2) 現に職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく1級建築板金技能士(ダクト板金作業)の資格又は建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく1級若しくは2級施工管理技士(管工事)の資格を有していること。(資格の喪失や取消を受けていないこと。)
- (3) 能力確認試験で10問以上正答していること。

具体的には、更新申請に当たり、更新テキストを用いた通信教育及びその内容に基づく能力確認試験(4者択一式の問題16問)によって能力水準の確認を行います。

登録ダクト基幹技能者講習委員会(以下講習委員会)では、当該年度に講習修了証の有効期限を迎える登録ダクト基幹技能者(以降更新対象者)に対して、更新手続きの案内及び更新申請書を送付し、更新申請をされた更新対象者に対して更新テキスト、能力確認試験問題、解答書を送付し、更新対象者は、送付された更新テキストを自習した上で、能力確認試験問題の解答書を作成し、講習委員会に提出することになります。

講習委員会では「更新申請書」並びに提出された能力確認試験問題の「解答書」によって、前述の基準に適合した者に新たな講習修了証を交付します。

つきましては、御社に「登録ダクト基幹技能者講習修了証」の交付を受け、有効期限が平成32年3月31日である登録ダクト基幹技能者がおられましたら、別添の案内により、講習修了証の更新手続きについて周知して頂きますようお願い申し上げます。